平成２５年（フ）第１１４号
兵庫県明石市魚住町清水428番地の１　ソフィア清水Ｃ―202号、前住所兵庫県明石市魚住町錦が丘１丁目８番地の19　ディアス錦が丘202号
債務者　柴田　寿理
１　決定年月日時　平成25年７月２日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年９月２日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２５年（フ）第５５号
愛媛県新居浜市宮西町３番21号、前住所愛媛県新居浜市西原町２丁目２番125号
債務者　鈴木　紀子
１　決定年月日時　平成25年７月２日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年９月２日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２５年（フ）第３０号
愛媛県今治市横田町４丁目６番14号、前住所愛媛県今治市南日吉町３丁目３番50号
債務者　青井　隆之
１　決定年月日時　平成25年７月２日午後１時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年９月２日まで
松山地方裁判所今治支部

平成２５年（フ）第３２号
愛媛県今治市東村２丁目６番３号
債務者　小田　敬二
１　決定年月日時　平成25年７月２日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年９月２日まで
松山地方裁判所今治支部

平成２５年（フ）第１１号
高知県室戸市羽根町乙3939番地１
債務者　田渕　　誠
１　決定年月日時　平成25年７月２日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年９月２日まで
高知地方裁判所安芸支部破産係

平成２５年（フ）第２７９号
北九州市小倉南区徳力団地25番105号
債務者　田上　逸男
１　決定年月日時　平成25年７月２日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年９月２日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２５年（フ）第３０２号
北九州市小倉南区横代南町３丁目12番20号
債務者　立岩二三夫
１　決定年月日時　平成25年７月２日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年９月２日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２５年（フ）第３０５号
北九州市小倉南区沼南町２丁目５番４号
債務者　平山　妙子（旧姓則岡）
１　決定年月日時　平成25年７月２日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年９月２日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２５年（フ）第３５１号
北九州市八幡西区八千代町１番32―309号
債務者　武内　綾美
１　決定年月日時　平成25年７月２日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年９月２日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２５年（フ）第３７０号
北九州市八幡東区枝光本町７番18―501号
債務者　小山　尚登
１　決定年月日時　平成25年７月１日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年９月２日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２５年（フ）第１３号
大分県別府市石垣東５丁目７番22号　佐藤アパート２Ｆ西号室
債務者　桑原めぐみ
１　決定年月日時　平成25年７月１日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年９月２日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第２５４号
大分市南鶴崎１丁目４番13号　安東コーポ202号、住民票上の住所大分市南鶴崎１丁目４番13号　伊藤荘202
債務者　緒方マチ子
１　決定年月日時　平成25年７月２日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年９月２日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第７号
大分県国東市国東町小原54番地１、申立前の住所大分県東国東郡国東町大字小原54番地１
債務者　小田　裕子
１　決定年月日時　平成25年７月２日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年９月２日まで
大分地方裁判所杵築支部破産係

平成２５年（フ）第３３号
大分県宇佐市大字中原字廣畑574番地の４、住民票上の住所大分県国東市国東町横手6581番地
債務者　一丸　勝己
１　決定年月日時　平成25年７月２日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年９月２日まで
大分地方裁判所中津支部破産再生係

平成２５年（フ）第６５号
福島県郡山市安積町長久保２丁目７番地６スカイフィールド・アサカＣ105号室、住民票上の住所福島県岩瀬郡鏡石町東町185番地
債務者　赤羽　　愛
１　決定年月日時　平成25年７月２日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年９月３日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２５年（フ）第１０１号
静岡県富士市中丸203―３　ハイム大石103、住民票上の住所静岡県富士市松岡1235番地の１
債務者　鈴木　里美
１　決定年月日時　平成25年７月２日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年９月３日まで
静岡地方裁判所富士支部